

## 熱供給規程

2004年4月1日 規程第33号

改正 2019年4月12日 運施建第1025号(ア)

改正 2024年6月24日 成管総総第1094号(イ)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が中央冷暖房施設から冷水又は高温水により供給する熱の料金その他の供給条件について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (供給区域)

第2条 供給区域は、成田国際空港の旅客ターミナル地区、管理地区及び貨物地区とする。

#### (用語の意味)

第3条 この規程における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「中央冷暖房施設」とは、中央冷暖房所、会社が設置した主管及び供給管をいう。
- (2) 「供給管」とは、主管から調整弁（二次側フランジを含む。）までの冷水管、高温水管及び調整弁をいう。
- (3) 「使用者設備」とは、調整弁室、供給管以降の冷水、高温水を直接通す冷水管、高温水管及び当該冷水管、高温水管に付属する熱交換器、ポンプ、空気調和器、制御装置等の機器をいう。

### 第2章 工事及び工事費の負担

#### (会社が施行する工事等)

第4条 会社は、冷水又は高温水（以下「冷水等」という。）を使用しようとする者又は使用している者（以下「申請者」という。）からの申請に基づき、供給管を設置するものとする。

- 2 会社は、申請者の建物等に熱量計を取り付けるものとする。
- 3 会社は、前2項の設備を申請者の敷地、建物等に設置するときは、当該設備の設置に必要な場所を無償で使用するものとする。
- 4 熱量計に必要な電気は、申請者の負担とする。

#### (工事費の負担)

第5条 前条第1項に規定する工事に要する費用は申請者の負担とし、前条第2項に規定する工事に要する費用は、会社の負担とする。(ア)

- 2 申請者の都合により前条第1項及び第2項の設備を移設し、又は変更するときは、その工事に要する費用は申請者の負担とする。(ア)

#### (工事の設計及び契約)

第6条 会社は、第4条第1項及び前条第2項の工事について設計図を添えて、工事費概算額を申請者に通知するものとする。

2 会社は、前項の工事費の負担について、申請者との間で冷温水供給設備工事費負担金に係る契約を締結するものとする。(ア)

(申請者が施行する工事)

第7条 申請者は、自己の負担において自己の敷地内に使用者設備を設置し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ使用者設備工事設計承認申請書(第1号様式)2通に工事設計図書を添えて会社に提出しなければならない。ただし、会社が認めた軽微なものについては、この限りではない。(ア)

2 会社は、前項の申請を適当と認めたときは、その旨を前項の申請書に証明し、1通を申請者に交付するものとする。

3 申請者は、第1項の工事が完了したときは、使用者設備工事完了届(第2号様式)2通を会社に提出し、当該工事について完成検査を受けなければならない。(ア)

4 会社は、前項の完成検査を行ったときは、その結果を使用者設備工事完了届に記載し、1通を申請者に交付するものとする。

(使用者設備の技術基準等)

第8条 申請者は、使用者設備の設計及び施行にあつては、会社が別に定める基準に適合させなければならない。

2 調整弁室は、申請者の建物等に最も近い場所に設置しなければならない。

(財産の帰属等)

第9条 第4条の規定により設置した設備は、会社の所有とし、第7条第1項の規定により設置した設備は、申請者の所有とする。

2 前項の設備の維持管理は、当該設備の所有者が行うものとする。

### 第3章 供給

(供給方式等)

第10条 会社が供給する冷水等の供給方式、供給時間、圧力、温度及び使用者設備設置高さの限度は、別表第1のとおりとする。

### 第4章 申込み及び契約

(使用申込み及び需給契約)

第11条 会社は、申請者から冷水等を使用したい旨の申込みがあつたときは、冷水等使用申込書(第3号様式)2通を提出させるものとする。(ア)

2 前項の冷水等使用申込書の提出期限は、使用開始希望日の5営業日前までとする。(ア)

3 会社は、第1項の申込みを承諾したときは、その旨を承諾書に証明し、1通を申請者に交付するものとする。

4 冷水等使用の契約(以下「需給契約」という。)は、会社が前項の承諾書を交付したときに成立するものとする。

(契約の変更)

第12条 会社は、前条第4項の承諾を受けた申請者(以下「使用者」という。)から契約容量その他需給契約の内容を変更したい旨の申込みがあつたときは、冷水等需給契約変更申込書(第4号様式)2通を提出させるものとする。(ア)

2 会社は、前項の申込みを承諾したときは、その旨を前項の承諾書に証明し、1通を使用者に交付するものとする。

(使用の廃止)

第13条 使用者は、冷水等の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5営業日前までに冷水等使用廃止届(第5号様式)を提出しなければならない。この場合において、需給契約は、使用廃止の日をもって終了するものとする。(ア)

(契約終了後の債権、債務)

第14条 需給契約期間中の冷水等の料金その他の債権、債務は、需給契約の終了によっては、消滅しないものとする。

第15条 削除(ア)

## 第5章 料金

(料金)

第16条 冷水等の料金(以下「料金」という。)の体系及び算定の方法は、別表第2のとおりとする。

2 前項の料金の単価は、中央冷暖房施設(供給管を除く。)の建設費、燃料費、管理費その他の費用を勘案して会社が別に定める。

3 会社は、第1項に規定する料金の単価について、あらかじめ使用者に知らせるものとし、これを変更するときも同様とする。(ア)

(契約容量)

第17条 契約容量はピーク負荷容量とし、ピーク負荷容量は30分平均の負荷容量の最大値とする。

2 使用開始初年度の契約容量は、使用者の負荷計算書等に基づき、使用者と協議のうえ決定する。この場合において、使用開始後初の実測ピーク負荷容量が契約容量を上回ったときは、契約容量を実測ピーク負荷容量に修正し、需給開始日にさかのぼって基本料金を精算する。

3 実測ピーク負荷容量が契約容量を上回ったときは、契約容量を実測ピーク負荷容量に修正する。

4 実測ピーク負荷容量について2箇年連続して契約容量を10パーセント以上下回ったときは、実測ピーク負荷容量と契約容量との差の二分の一を修正する。(ア)

5 前2項の契約容量の修正の時期は、冷水は9月分から、高温水は3月分からとする。

6 使用者の設備変更による負荷容量の増量については、前項の規定にかかわらず、当該変更の日から契約容量を修正する。

(検針)

第18条 熱量計の検針は、毎月1日に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該日以外の日に検針することができる。(ア)

(使用熱量の決定)

第19条 1箇月の使用熱量は、検針日から次の検針日までの熱量計の読みによる。ただし、熱量計の故障等により使用熱量を適正に計算することができないときは、過去の使

用実績又は熱量計取替後の使用実績等を基準とし、使用者と協議のうえ使用熱量を決定する。

(料金適用開始の日)

第 20 条 料金は、需給開始の日から適用する。

(日割計算)

第 21 条 需給の開始又は終了があったため、使用期間が 1 箇月に満たない月分の基本料金は、使用日数に応じ日割計算（1 箇月を 30 日とする。以下同じ。）により算出するものとする。

2 1 箇月の途中において基本料金又は従量料金に変更を生じたときは、変更前及び変更後の料金についてそれぞれの日数に応じて日割計算を行うものとする。

(冷水等の放出等による費用)

第 22 条 使用者設備の清掃、修理等のため冷水等の放出その他使用者の責めに帰すべき理由により、冷水等に損失を生じたときは、会社は、当該損失に見合う費用を使用者に請求し、納入させるものとする。(ア)

(料金の支払)

第 23 条 使用者は、会社の請求に基づき、毎月の料金を指定された期限までに、指定された方法により支払わなければならない。

2 会社は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用者に予想される料金の全額を予納させることができる。ただし、使用期間が 3 箇月を超えるときは、一時に予納させる金額は、予想月額料金の 3 箇月分に相当する金額を限度とする。

3 前項の予納金は、料金に順次充当し、使用を廃止したときに精算するものとし、予納金には利息を付けない。

(延滞金)

第 24 条 会社は、使用者が前条の料金、第 22 条の費用及び第 31 条の違約金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額(消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額とする。)に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間、会社の債権管理事務細則に規定する割合で計算した延滞金を徴収するものとする。(ア)

(端数処理)

第 25 条 端数処理については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 契約容量の単位は 1 メガジュール/時とし、1 メガジュール/時未満の端数を生じたときは、その端数は 1 メガジュール/時以下第 1 位で四捨五入する。
- (2) 使用熱量の単位は、1 メガジュールとし、1 メガジュール未満の端数を生じたときは、その端数を翌月分に算入する。
- (3) 工事費負担金、料金、延滞金、違約金、損害賠償金並びに消費税及び地方消費税の額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 第 6 章 使用等

(使用者設備の洗浄及び漏水検査)

第 26 条 使用者は、冷水等を通水しようとするときは、5 営業日前までに会社に連絡するとともに、会社が別に定める基準により、会社の立会いのもとに使用者設備の洗浄及び

漏水検査を行わなければならない。(7)

(冷水への切換)

第 27 条 使用者は、温水と冷水を同一配管により使用する場合であって温水から冷水へ切り換えるときは、会社の立会のもとに行われなければならない。

(封印等)

第 28 条 会社は、使用熱量の計量に関するバイパス弁を封印するものとする。

2 会社は、使用者が冷水を一定期間使用しないときは、調整弁を閉鎖することができる。  
(最大流量の制限)

第 29 条 会社は、冷水供給の場合において、最大流量の制限が必要であると認めたときは、使用者に制御弁を取り付けさせるものとする。

(禁止行為)

第 30 条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 契約の対象となった使用者設備以外の設備の設置又は使用
- (2) 契約容量を上回る冷水等の使用
- (3) 使用者設備の改変等による冷水等の不正な使用
- (4) 会社の了解を得ないで冷水等を放出すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この規程に定める手続きによらない冷水等の使用

(違約金)

第 31 条 会社は、使用者が前条第 1 号又は第 3 号に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払を免れたときは、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(供給の停止、中止及び制限)

第 32 条 会社は、使用者が次の各号の一に該当するときは、冷水等の供給を停止することができる。

- (1) 会社の督促を受けても工事費負担金、料金、費用、延滞金、違約金又は損害賠償金を支払わないとき。
- (2) 第 30 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 37 条第 1 項の規定に基づく立入りを正当な理由なく拒み、又は妨げたとき。
- (4) 第 38 条の規定により会社が指示した改善措置を実施しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この規程及びこの規程に基づく契約に違反したとき。

2 会社は、次の各号の一に該当するときは冷水等の供給を中止し、又は制限をすることができる。この場合において、会社は緊急やむを得ないときを除きあらかじめ、その日時及び区域を使用者に通知するものとする。

- (1) 天災その他不可抗力によるとき。
- (2) 中央冷暖房施設に故障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- (3) 中央冷暖房施設に修理その他の工事を施すとき。
- (4) 熱量計に影響を与えるような使用者設備の障害が発見されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか保安のため必要があるとき。

3 会社は、前 2 項の規定に基づく供給の停止、中止又は制限により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第 33 条 使用者は、故意又は過失により中央冷暖房施設及び熱量計を損傷し、若しくは亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第 7 章 保安

(保安上の責任分界点)

第 34 条 保安上の責任分界点は、第 9 条の所有区分と同じとする。

(保安の監督)

第 35 条 会社は、中央冷暖房施設、熱量計及び使用者設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行わせるため、保安責任者を置くものとする。

(保安責任者の指名等)

第 36 条 使用者は、使用者設備の使用開始前に当該設備の保安責任者を指名し、保安責任者指名届（第 6 号様式）を提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。(ア)

2 保安責任者は、使用者設備に異常があると認めるときは、ただちに会社に連絡するとともに適切な処置を講じなければならない。

3 保安責任者は、使用者設備の工事、維持又は運用にあたり会社が別に定める保安のための指示に従わなければならない。

## 第 8 章 雑則

(立入り)

第 37 条 会社は、次の各号に掲げる業務を行うため、その担当者に申請者又は使用者の敷地、建物等に立ち入らせることができる。

(1) 熱量計の検針

(2) 供給管及び熱量計の設計、施工、修理又は検査

(3) 圧力、水質等の検査

(4) 使用者設備の検査又は調査

(5) 前各号に掲げるもののほか保安のため必要な業務

2 担当者は、前項の規定により申請者または使用者の敷地、建物等に立入りをするとき、会社が発行した身分証明書を携帯し、使用者から請求があったときは、これを提示しなければならない。(ア)

(改善措置等)

第 38 条 会社は、前条第 1 項の立入りの結果必要があると認めるときは、申請者又は使用者に対し報告を求め、又は適切な改善措置を指示するものとする。(ア)

(規程の改正)

第 39 条 この規程を改正した場合における施行日以後の冷水等の供給条件については、改正後の規程によるものとし、その内容をすみやかに使用者に周知させるものとする。(ア)

(特別工事費の負担)

第 40 条 会社は、使用者の都合により中央冷暖房施設を増設し、移設し、又は変更する必要があるときは、その工事に要する費用の全部又は一部を使用者に負担させることが

できるものとする。

(消費税等)

第 41 条 会社は、第 23 条に規定する料金に消費税及び地方消費税の額を加算するものとする。(ア)

(特約)

第 42 条 会社は、この規程により難い特別の事情があるときは、使用者と特約を締結することができる。

(その他必要な事項)

第 43 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2019 年 4 月 12 日 運施建第 1025 号)

この規程は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (2024 年 6 月 24 日 成管総総第 1094 号)

この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1

事項	冷水	高温水
供給方式	密閉循環・一定温度差 交流量・往き返り 2 管方式	左に同じ
供給時間	通年終日	左に同じ
圧力 (1) 運転時圧力	0.8Mpa(ゲージ圧力)	1.1Mpa(ゲージ圧力)
(2) 運転休止時静水圧	0.3Mpa(ゲージ圧力)	0.6Mpa(ゲージ圧力)
温度 (1) 往き	5.0℃～5.5℃	140℃～150℃
(2) 返り	12℃以下	80℃以上
使用者設備設置高さの限度	T P 65m	T P 55m

(注) 温度については、負荷が僅少であるとき又は負荷が設計能力を上回ったときにおいては、上表によらないことがある。

別表第 2

区分	料金体系	料金の算定方法
冷水	基本料金 + 従量料金	基本料金 契約容量 (1メガジュール/時) × 1メガジュール/時の 1箇月当たりの単価
高温水	基本料金 + 従量料金	従量料金 1箇月の使用熱量 (1メガジュール) × 1メガジュール当たりの単価

(注) 1 1箇月：定例検針日から翌月の定例検針日の前日までの期間をいう。

2 冷水及び高温水の基本料金は、通年毎月均等とする。



※受付年月日	※整理番号
--------	-------

使用者設備工事設計承認申請書

年 月 日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者  
担 当 者  
電 話 番 号

印

使用者設備工事を施工したいので、下記のとおり設計の承認を申請します。

記

工 事 場 所		施 設 名	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
契 約 容 量	冷 水	× 1 MJ/H	
	温 水	× 1 MJ/H	
設 計 ( 管 理 ) 業 者			
施 工 業 者			
工 事 責 任 者	氏 名		
	職 名		
使 用 開 始 希 望 日			
建 物 内 設 備 の 概 要	別紙のとおり		
工 事 計 画 の 内 容	別紙のとおり		

- (注) 1 ※印の欄は記入しないで下さい。  
2 使用者設備工事設計図書を添付して下さい。  
3 2通提出して下さい。

使用者設備工事設計承認書

成運施施第 号  
年 月 日

殿

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長

印

上記工事設計を承認します。

建物内設備の概要

施設名	
-----	--

建物概要	当初	最終
建設工期	年 月 ~ 年 月	年 月以降
階数	地上 階、地下 階	地上 階、地下 階
延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
冷暖房面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
在室人員	人	人
構造	S造 SRC造	RC造

用途	冷水	冷房・冷凍・その他 ( )								
	高温水	暖房・給湯・蒸気・その他 ( )								
設計条件	冷房 (°C)		暖房 (°C)		給湯		蒸気			
	外気	室内	外気	室内	水量	温度	圧力	用途		
	DB	WB			L/H	°C	Pa			
熱負荷	区分		当初				最終			
	項目		MJ/H ( kW)				MJ/H ( kW)			
	冷房負荷									
		暖房負荷	暖房給湯蒸気計	MJ/H				MJ/H		
高さ	設置高さ				設置場所					
空調器	TP=	m		(室名)		(階)				
熱交換器	TP=	m		(室名)		(階)				
機器名称	台数	仕様								
冷水ブースターポンプ		Φ ×	Φ ×	L/min ×	mH ×	kW				
高温水ブースターポンプ		Φ ×	Φ ×	L/min ×	mH ×	kW				
高温水熱交換器	型式	温度	パス数	チューブ	Φ ×	L				
	能力	MJ/H	流量	寸法	Φ ×	L	チューブ材質			
貯湯槽	能力	L	温度	寸法	Φ ×	L	チューブ	Φ × L		
		MJ/H					チューブ	材質		

※受付年月日	※整理番号
--------	-------

使用者設備工事完了届

年 月 日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 印  
担 当 者  
電 話 番 号

年 月 日付け成運施第 号で承認を受けた使用者設備工事が完了したのでお届けします。

記

工 事 場 所	施 設 名
工事完了年月日	年 月 日
完成検査希望日	年 月 日
使用開始希望日	年 月 日

添付書類：使用者設備工事完成図書

- (注) 1 ※印の欄は記入しないで下さい。  
2 2通提出して下さい。

工事完成検査合格（不合格）通知書

成運施第 号  
年 月 日

殿

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 印

年 月 日付け使用者設備工事完了届に基づき検査した結果、合格した（不合格になった）ので通知します。

下記の熱量計の取付日は、年 月 日とします。

熱 量 計 区 分	種 別	口 径	番 号	検 定 期 限	取 付 指 示 数	取 付 日
冷 水						
高 温 水						

第3号様式(7)(イ)

※受付年月日		※整理番号	
<u>冷水等使用申込書</u>			
成田国際空港株式会社 代表取締役社長 殿		住所 会社名 代表者名 担当者 電話番号	
		年 月 日	
成田国際空港株式会社熱供給規程を承認のうえ、下記のとおり冷水等の使用を申込みます。 記			
使用場所		使用開始希望日	年 月 日
施設名		冷暖房面積	m <sup>2</sup>
契約容量	冷水	× 1 MJ/H	
	高温水	× 1 MJ/H	
用途	冷水	冷房・冷凍・その他 ( )	
	高温水	暖房・給湯・蒸気・その他 ( )	
使用期間	冷 暖 房		冷 凍 庫
	冷 房		冷 蔵 庫
	自 至		給 湯
	自 至		蒸 気
月 日			
時 分			
機器の名称	台数	仕 様	
冷水プースターポンプ		φ × φ × L/min	mH × kW
高温水プースターポンプ		φ × φ × L/min	mH × kW
高温水熱交換器		型式 温度 パス数 チューブ φ × L	能力 MJ/H・流量 寸法 φ × L・チューブ材質
貯 湯 槽		L 温度 チューブ φ × L	能力 MJ/H・流量 寸法 φ ×
会社請求書の送り先			
(注) 1. ※印の欄には記入しないでください。 2. 契約容量算出表及び月別熱負荷予想表(1年間のもの) 3. 完成検査の合格書(写)等工事が適正に終了していることを証する書類を提出してください。 4. 2通提出してください。			
<u>承 諾 書</u>			
		成運施第 号 年 月 日	
殿		成田国際空港株式会社 代表取締役社長 印	
上記の冷水等の使用申込みについて、下記のとおり承諾します。 記			
契約容量	冷水	× 1 MJ/H	
	高温水	× 1 MJ/H	
需給開始日	年 月 日	検 針 日	毎月1日

第4号様式(7)(イ)

※受付年月日			※整理番号	
--------	--	--	-------	--

冷水等需給契約変更申込書

年 月 日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担 当 者  
電 話 番 号  
印

冷水等需給契約の変更を下記のとおり申込みます。

記

使 用 施 設 名	
変 更 予 定 日	年 月 日

現 契 約 内 容	変 更 申 込 内 容

- (注) 1 ※印の欄には記入しないで下さい。  
2 2通提出して下さい。

冷水等需給契約変更承諾書

成運施第 号  
年 月 日

殿

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 印

年 月 日付けをもって上記の契約内容の変更を承諾します。

第5号様式(7)

※受付年月日	※整理番号
<p style="text-align: center;">冷水等使用廃止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>成田国際空港株式会社 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代表者名 担 当 者 電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり冷水等の使用を廃止したいので、お届けします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
使 用 施 設 名	
使用を廃止しようとする日	年 月 日
使 用 廃 止 の 理 由	
<p>(注) 1 ※印の欄は記入しないで下さい。 2 この届は、使用を廃止しようとする日の5営業日前までに1通提出して下さい。</p> <p>※会社記入欄</p>	

※受付年月日	※整理番号
--------	-------

保安責任者指名届

年 月 日

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 殿

住 所  
会社名  
代表者名  
担当者  
電話番号

印

下記のとおり保安責任者を指名しましたので、お届けします。

記

保安責任者氏名	
生 年 月 日	
資 格	
使用者との関係名	
保安責任者の 担当設備	年 月 日付けの使用者設備工事完了届に 記載した使用者設備
指名年月日	

添付書類：資格を証明する書類の写し（表面のみ）